

移動等円滑化取組計画書

2025年 6月30日

住 所	東京都葛飾区奥戸2-6-10
事業者名	京成バス東京株式会社
代表者名（役職名及び氏名）	代表取締役 檜山 雅紀

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

（1）現状の課題

- ① 当社では、サービス向上策として、ノンステップバスの導入等によるバリアフリー化の整備を進めてきたことが奏功し、近隣他社よりも先行して、2012年1月には、ノンステップバス導入化率100%を達成している。そのため、近年、増加しつつある車椅子でご乗車されるお客様については、1車当り1名様の収容に限られるなど、車両の仕様が古くなりつつあるのが現状である。
- ② 高齢者・障害者を含め、すべてのお客様へのサービス向上策として、停留所へのバス・ロケーション・システムによる到着時間の表示を推進してはいるものの、他社と共同使用する停留所が多い等の事情もあり、2024年度末時点で、32箇所のみに残っているのが現状である。なお、ノンステップバスか否かの情報提供については、全車が該当することもあり、特に行っていない。

（2）中長期的な対応方針

- ① 京成バスグループ再編に伴い、2026年4月1日（予定）、現在の京成バス株のうち、東京都内を管轄する営業拠点（江戸川・金町・奥戸・東雲）が当社に統合され、人員・車両とも大幅に増加するなど、組織が巨大化されることとなるが、従来通り、高齢者・障害者に配慮したサービスを継続する。
- ② 2018年度以降、車内空間に限りのある中型車両を含め、車椅子2台でのご乗車を可能とする等、障害者の方々を考慮すると収容力に勝り、かつ、乗務員側の操作負荷を軽減する反転式スロープ板を内蔵する等、さらに乗降しやすいように一部改良された最新型車両の導入を推進しており、今後もこの方針を継続する。

- ③ バス・ロケーション・システム設置個所の推進については、お客様の利便性向上に繋がることもあり、早期の実施を目指していきたいとの考えを持ってはいるものの、電源の確保等、停留所の設備を考慮する必要があるため、現地の設置環境を確認の上、定期的に導入を推進していきたい。ただし、2026年4月1日からの京成バス㈱の都内事業所との統合により、2社で実施を行ってきた異なるシステムの一本化（例：現在の京成バス㈱と当社で共用している停留所にてバスロケの表示を行っている場合は、当社運行路線の表示は行われない⇒統合する両社の運行する全路線を表示できるようにシステム改修を行う等）を早期に実施すべく、検討を行っていくこととする。

II 移動等円滑化に関する措置

- ① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
<最新型> ノンステップバス導入	従来型からの代替車両として、車椅子のお客様2名がご乗車可能となる、最新型ノンステップバス4両を新造する。

- ② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
設備を用いた情報提供	停名表示器および音声合成装置を使用し、文字や音声により情報の提供が行えるよう、定期的なメンテナンスを行う。
乗務員の操作等が必要な設備を用いた役務の提供	スロープ板等による必要な役務の提供を行えるよう、乗務員への教育を随時実施する。

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車椅子をご利用のお客様への介助	車椅子をご利用のお客様が乗車する際は、必要に応じて ① 中扉へスロープ板を設置、②車椅子固定席に他のお客様が座られている場合は席の移動を依頼、などの行動によって、安心してご利用いただけるよう、サポートを行う。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車両における情報提供の拡充	既存車両の代替時に、方向幕（行先表示機）を白色化する等、視認性に優れた仕様として、行先確認を容易にさせる。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗務員研修	新規採用乗務員を対象に、スロープ板の取り扱いを指導すると共に、専用器具を身体に取り付け、疑似体験することによって高齢者や障害者の考えが理解できるよう、研修の実施を行う。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
案内文書の作成等	必要に応じて、関連自治体や施設管理者等と連携して案内文書を作成する等、その時の状況を考慮し、適切に対処する。

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

主要な営業エリアである自治体（葛飾区・江戸川区等）との情報交換によって、地元住民からの要望等についての情報収集を行う。

Ⅳ 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
—	—	—

Ⅴ 計画書の公表方法

自社ホームページにて公表する。

VI その他計画に関連する事項

—

- 注1 IVには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。
- 2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。
- 3 VIには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。